

**専門医・指導医認定委員会からの ご報告**
**社会医学系専門医・指導医の更新ルールの目指したもの**

 やまもと みつあき  
 山本 光昭

 社会医学系専門医協会理事  
 兵庫県健康福祉部長


経過措置専門医・指導医の資格をお取りいただいた多くの方々は、この資格を更新していきたいと思われていることと拝察いたします。既に、協会のホームページにおいて、更新ルールをお示したところですが、そのルールを検討する際に重きを置いたポイント、目指したものをご紹介しますと思います。

まずは、社会医学系分野での活動実績及び社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等を高く評価することとしました。「一般社団法人社会医学系専門医協会」の定款第3条で、「この法人は、人々の健康に寄与するために、公衆衛生及び医療の重要な基盤となる社会医学系専門医制度を運営し発展させることを、目的とする。」とあり、本協会は、専門医・指導医の育成と生涯学習、認定事業とともに、社会医学系領域の成果の普及及び啓発活動を行うこととしています。そのため、専門医・指導医として、自らの能力・技術を高めるために社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図る研鑽に加え、実際に社会医学系活動を実践し、社会医学系分野の学会・団体活動へ貢献することを求めることとしました。

特に、社会医学系分野での活動実績については、(1)教育・研究活動、(2)産業保健活動、(3)行政関連活動、(4)医療管理関連活動、(5)災害時・健康危機管理対応、(6)社会医学系専門医制度運営に係る実績の6項目に分類し、2項目以上での活動実績を必須としました。2項目以上としたのは、社会医学系領域の成果の普及及び啓発活動を広く行っていくことを社会医学系専門医・指導医一人一人に期待しているためです。

さらに、「一般社団法人日本専門医機構」の臨床系専門医制度との整合性も考慮しました。これは、日本専門医機構の認定する専門医が、医療法上の広告できる事項、また、2年ごとの厚生労働省への医師届出票における調査項目の専門医としても扱われることを前提としていることから、本協会においても同機構と同様の専門医として扱われることを目

指しているためです。特に、日本専門医機構の臨床系専門医制度で「共通講習」としてすべての専門医が更新のため履修する必要がある、医師として必要な知識や態度(人間性や社会性を含む)を扱う「医療倫理」「感染対策」「医療安全」の3項目は、社会医学系専門医・指導医の更新においても必須としました。

ところで、経過措置専門医・指導医の審査の過程において、「鍵となる協会構成学会」に関し、その申請者の今までの社会医学分野における活動・業績等から判断して、異質の学会を選択されている場合が散見されていました。例えば、たまたま参加した指導医講習会を開催していた学会を、そのまま「鍵となる協会構成学会」として選択されている場合もあったのではと推測しております。「社会医学系専門医・指導医の更新ルールについて」の「⑤社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等」にあるように、学会・団体活動の実績等については、学会の年次総会等へ参加しての発表や講演、学会誌等への論文掲載など、社会医学系分野における能動的な貢献を評価することとしており、「鍵となる協会構成学会」とは、自身が積極的な活動をしたいと考える学会を充てていただくことを考えております。ですので、長年の活躍分野とは異なると思われる学会にもかかわらず、たまたま指導医講習会等を受けたということで、「鍵となる協会構成学会」として登録されている場合、今年度中(平成30年6月30日まで)に限り、認定期間途中の登録変更は可能ですので、改めてご検討いただければ、幸いです。

なお、更新にあたっては、5年間、中断無く継続して一般社団法人社会医学系専門医協会の年間登録料を納めて登録を維持していること及び協会の構成学会の会員であることを前提としておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、実際の更新申請にあたっての申請様式、運用に関するQ&A等を現在作成中ですので、もうしばらくお待ちいただければ、幸いです。

## 研修プログラム統括責任者からの ご報告

やまだ まさひろ

山田 全啓

奈良県医療政策部次長（奈良県中和保健所長）



奈良県（奈良市連携）社会医学系専門医研修プログラムは、平成29年1月21日に、社会医学系専門医協会の承認をいただき、平成29年4月1日から専攻医1名を受け入れ、現在、3年間の研修カリキュラムを履修しています。

平成28年度、プログラム策定委員会（構成：県庁医療政策部企画管理室、各保健所、衛生研究所、精神保健福祉センター、県立医科大学）を立ち上げ、年3回の委員会を開催し策定しました。人事課との調整もスムーズに運び、医師の人材養成の位置づけで、業務として了承されました。また、大学との専攻医の相互乗り入れについても、覚書を締結して公務災害や通勤災害等に対処しました。

プログラムの特徴は、まず、公衆衛生医人材育成の基本的考え方として、「理念」と「方針」を掲げ、豊かな人間性に基づいた高い倫理観と公衆衛生マインドの育成を目指して取り組みました（表1）。

表1. 奈良県における公衆衛生医人材育成の基本的考え方

### 【理念】

豊かな人間性に基づいた高い倫理観と公衆衛生マインドを持ち、地域住民、患者・障害者等を支え、行政や公衆衛生機関、医師会等各種団体と積極的に交流し、旺盛な探究心による地域の課題抽出と、その解決に向けた優れた知識・技能を有する公衆衛生医師の育成を目指します。

### 【方針】

- 良き公衆衛生医育成プログラムの実践
- 指導医等の教育能力向上と研修の質保証
- 体験研修の推進と外部研修への積極的参加
- 研修環境の充実

「行政・地域」では、各論的課題の小項目についてそれぞれ到達目標を提示し、内容毎に講義・実習の目標設定を行い、専攻医により分かり易いプログラムとしました（表2）。一方、「産業保健」では、県医師会や県産業保健推進センターが開催する産業医研修に参加することで履修単位を取得しました。

今回の専攻医は、大学で細菌学を専攻してきた経歴があり、新型インフルエンザ患者発生対応訓練への参加や、管内保育園・幼稚園・学校・高齢者福祉施設等を対象とした感染症対策連絡会議で、感染症の理解と集団感染時

の対応について講演を行いました。病院 ICT 地域ネットワーク会議では、AMR 対策についての講演と意見交換でリーダーシップを発揮し、県医師会新法へも AMR 対策について執筆しました。

その他、OJT 研修では、地域医療構想調整会議、医療監視、医療介護連携調整実証事業、がん予防対策推進会議、結核診査会、結核コホート検討会、アスベスト読影

表2. 感染症対策の到達目標例

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 全体目標  | 感染症によって、住民等の健康に差し迫った危機を回避または影響を最小化する技能を身につける         |
| 到達目標1 | 感染症法に基づく行政対応について、感染症に応じた届出から対応まで一連の流れを理解する。          |
| 到達目標2 | 奈良県感染症情報センターを中心としたサーベイランスの意義、各機関の役割、情報収集と分析の方法を理解する。 |
| 到達目標3 | 感染症の集団発生に対して適切に対応できる。                                |
| 到達目標4 | 感染症に関する予防啓発活動を企画・実施できる。                              |
| 到達目標5 | 感染症患者等の人権を尊重した対応ができる。                                |

委員会等にも参加しました。

専門医研修は、どうしても「知識・技能」を重視する傾向がありますが、行政医師として関係機関と連携して事業を推進するためには、むしろコンピテンシーがより重要な要素と考えます。本県では、将来の管理職として

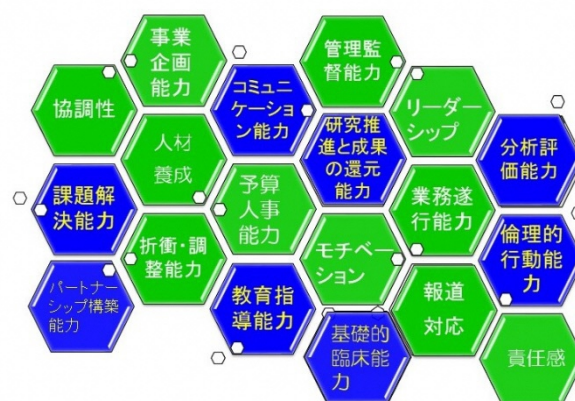


図1. 行政医師に求められるもの





求められる能力として、「責任感」、「積極性」、「協調性」をはじめ、「管理監督能力」、「業務遂行能力」、「折衝・調整能力」、「事業企画能力」等を追加し人材育成を行っています（図1）。

以上の内容は、平成29年12月23日の統括責任者会議（大阪会場）で報告しました。今後の専攻医受け入れの参考になれば幸いです。

## 今月のお知らせ

### ※ 認定プログラム：追加分

2018年3月21日付で、以下の5つのプログラムが認定されました。

- いしかわ社会医学系専門医研修プログラム
- Niigata Gyousei Training (NGT)プログラム（新潟）
- やまぐち社会医学系専門医研修プログラム
- 宮城県プログラム
- 厚生労働省医系技官プログラム

### ※ 基本プログラムのご案内（判明分）★Learningについては制度が整い次第ご連絡いたします。

|      |                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学会名  | 日本産業衛生学会                                                                                                           |
| タイトル | 社会医学系専門医制度 基本プログラム「環境・産業保健」                                                                                        |
| 日時   | 2018年5月16日（水）9:25-17:30（第91回日本産業衛生学会 初日）                                                                           |
| 場所   | 熊本県熊本市：くまもと県民交流会館パレア 会議室1                                                                                          |
|      | 受講申し込みは、こちらからWeb登録してください。Web登録にアクセスできない場合は、当日、会場での受講の申し込みも可能です。                                                    |
| 備考   | 問い合わせ先：日本産業衛生学会専門医制度事務局<br>sanei-senmoni@mbbox.med.uoeh-u.ac.jp<br>スパムメール防止のため、“@”は画像となっております。送信の際は“@”を直接入力してください。 |
| 学会名  | 日本産業衛生学会                                                                                                           |

### ※ 指導医講習会のご案内（判明分）

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学 会 名   | 日本産業衛生学会                                                                                  |
| タ イ ト ル | 第91回日本産業衛生学会総会<br>社会医学系専門医指導者講習会「更新条件について（仮）」                                             |
| 日 時     | 2018年5月17日（木）15:50-16:50（60分）                                                             |
| 場 所     | 熊本：熊本市 鶴屋ホール 7Fカーネーションサロン（I会場）<br><a href="http://jaoh-caop.jp/">http://jaoh-caop.jp/</a> |
| 団 体 名   | 全国保健所長会                                                                                   |
| タ イ ト ル | 東京ブロック指導医講習会「社会医学系専門医・指導医の更新ルールについて」                                                      |
| 日 時     | 2018年5月17日（木）16:30-17:30                                                                  |
| 場 所     | 東京：新宿区立角筈地域センター7階会議室                                                                      |
| 申 込 先   | 問合せ先 豊島区池袋保健所 佐藤保健所長<br>FAX：03-3987-4110<br>MAIL: toshiko-02-satou@city.toshima.lg.jp     |
| 申 込 締 切 | 2018年5月14日（月）                                                                             |
| 備 考     | 指導医講習会とみなします。                                                                             |

**社会医学系専門医・指導医の更新ルールについて**（先月号でも紹介しましたが再掲です）



社会医学系専門医協会 WEB からの転載

## 1. 更新の基本的な考え方

専門医・指導医の更新にあたっては、5 年間で中断無く継続して、社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力・技術の研鑽及び社会医学系分野の発展への貢献に励んでいることを基本的な要件とし、

- 社会医学系分野での勤務実績の申告
- 社会医学系分野での活動実績の申告
- 社会医学系分野に関連する講習の受講<単位(クレジット)制>
- 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等の証明

<単位(クレジット)制>

をもって行う。

社会医学系分野での活動実績については、5 年間で、後の項で示す 6 項目の活動のうち、2 項目以上での活動実績を必須とする。

講習の受講については、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするもので、講習会等の 1 受講を 1 単位(クレジット)として、後の項で示す必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5 年間で 10 単位以上の取得を必須とする。ただし、上記の講習の受講において、指導医については協会指定の指導医講習会の受講(5 年間で 2 回以上)が必要である。なお、経過措置専門医については基本プログラム(49 単位)の履修も必要とする。また、基本プログラムの一部の科目の受講は経過措置指導医にも望まれるが、必須ではない。

学会・団体活動の実績等については、学会の年次総会等へ参加しての発表や講演、学会誌等への論文掲載など、社会医学系分野における能動的な貢献を評価することを目的とするもので、5 年間で、協会の構成学会の年次総会等に 3 回以上参加するものとし、そのうち、鍵となる協会構成学会等の年次総会には 2 回以上の参加を必須とするとともに、後の項で示す学会・団体活動等について 10 単位以上の取得を必須とする。

なお、社会医学系の専門的活動を認定期間に継続していることが更新の前提となる。また、更新にあたっては、5 年間で中断無く継続して一般社団法人社会医学系専門医協会(以下「協会」)の年間登録料を納めて登録を維持していること及び協会の構成学会の会員であることを前提とする。

## 2. 更新に係る申請と評価項目

認定の更新にあたっては、以下の①から⑤が必要となる。

- ①認定更新申請 (⇒申請には提出が必要)
- ②社会医学系分野での勤務実績  
認定の更新は、5 年間継続して社会医学系の活動を行っていることが前提となるので、その基礎資料となる。
- ③社会医学系分野での活動実績  
5 項目のうち、2 項目以上の 5 年間継続的活動が必要
- ④社会医学系分野に関連する講習の受講

5 年間で必須講習を含めて 10 単位以上の受講が必要。

- ⑤社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等  
5 年間で 10 単位以上の受講が必要。

以下に、①から⑤について説明する。

### ① 認定更新申請

第 1 号様式に従い、「社会医学系専門医・指導医認定更新申請書」を記載する。

### ② 社会医学系分野での勤務実績

第 2 号様式に従い、「勤務実績の自己申告」の記載(ワープロ可)をすること。なお、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあるので、留意のこと。

### ③ 社会医学系分野での活動実績

第 3 号様式に沿って、5 年間の期間中について、社会医学系分野での下記の(1)～(6)の 6 項目の活動の有無とその概要を記載すること。

社会医学系の専門的活動を認定期間に継続していることが更新の前提となり、6 項目のうち、少なくとも 2 項目での 5 年間の継続的な活動(別途規則に沿って病欠、産休などの例外は認める)を必須とする。

#### (1) 教育・研究活動

(大学等での教育活動)

大学や専門学校等での人材育成や講義。担当授業科目名や授業時間、市民公開講座や各種の研修会・学会・研究会等の教育講演等の講師歴など

(研究活動)

研究テーマ、研究報告書の概要、研究資金獲得状況など

#### (2) 産業保健活動

担当事業所名、作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育・統括管理の実績など

#### (3) 行政関連活動

担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴など

#### (4) 医療管理関連活動

医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績など

#### (5) 災害時・健康危機管理対応

災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応など

#### (6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度



## 発展に係る実績

(専攻医の研修への参画)

専攻医の担当指導医の実績、専門研修プログラムの連携施設・協力施設での研修協力、専門研修プログラム管理委員会の委員など

(社会医学系専門医協会活動への参画)

協会主催講習会(基本プログラム、指導医講習会等)の講師、協会設置の委員会委員としての活動、理事としての活動など

### ③ 社会医学系分野に関連する講習の受講

講習の受講は、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするものである。講習会等の1コマ(約1~2時間)1受講を1単位(クレジット)として、下記の必須受講項目及び選択受講項目と合わせ、5年間で10単位以上の取得を必須とする。

(※下記の⑤の10単位とは独立して、別途④の10単位が必要であることに留意すること。)

#### (1) 必須受講項目

(倫理・安全等)

医師として必要な知識や態度(人間性や社会性を含む)を扱う講習のうち、「医療倫理」「感染対策」「医療安全」の3項目は5年間に受講を必修とする。(臨床系専門医制度で「共通講習」として位置づけられているものでも可。受講においてはeラーニングや施設内講習なども認める。)

(指導医講習会)

指導医の更新に関しては、協会または構成学会・団体が主催「指導医講習会」の5年間で2回以上の受講を必須とする。毎年1回の受講を推奨する。(指導医講習会に専門医が参加した際には、選択受講科目としてカウントする。)

#### (2) 選択受講項目

選択受講項目は、協会加盟の学会及び団体が指定する研修会、講習会、セミナー、年次総会時の教育講演等の受講とする。

また、対象となる研修会等の一覧は、協会加盟の学会や団体のHPで確認できるようにする予定。(協会のHPからも、協会加盟の学会や団体のHPにリンクをはる予定。)協会が共催するeラーニングの受講も含む。

なお、受講証明書(コピー可)を第4号様式に貼付して、提出すること。

学会・団体活動の実績等は、学会の年次総会等へ参加しての発表や講演、学会誌等への論文掲載など、社会医学系分野における能動的な貢献を評価することを目的とするもので、学会等への参加を必須とし、下記に示すものの参加や発表などについて、5年間で10単位以上の取得を必須とする。

(※上記の④の10単位とは独立して、別途⑤の10単位が必要であることに留意すること。)

#### (1) 会等への参加(必須事項)

5年間で、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等に3回以上参加するものとし、そのうち、鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上の参加を必須とする。

なお、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会等には、行政機関の主催する全国会議等も含む。

#### (2) 学会・団体活動等の実績の単位(クレジット)

鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加

1回につき2単位

協会の構成団体の研究協議会等への参加

1回につき1単位

鍵でない協会の構成学会の年次総会への参加

1回につき1単位

協会の構成学会の論文筆頭著者

1件につき3単位

協会の構成学会の論文共同著者

1件につき1単位

協会の構成学会の年次総会特別講演・教育講演等

1回につき1単位

協会の構成学会の年次総会シンポジスト・座長

1回につき1単位

協会の構成学会の年次総会一般演題筆頭演者

1回につき1単位

協会の構成学会の年次総会一般演題共同演者

1回につき0.5単位

協会の構成学会や団体の役員、委員会委員等

1年につき1単位

行政機関設置の審議会、検討会等の委員等

1年につき2単位

行政機関主催の会議等への、説明担当等の役割を有する参加

1回につき1単位

社会医学系の論文筆頭著者

1件につき1単位

社会医学系の論文共同著者

1件につき0.5単位

### ⑤社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績等



## 社会医学系専門医協会紀行-3-

 広報担当：大槻 剛巳  
 川崎医科大学衛生学


社会医学系専門医協会は2016年12月に一般社団法人として産声を上げましたので、満1歳の誕生日も過ぎて、今月からは2年目に突入しました。

ただ、一般社団法人としての業務年度は7月から翌年6月となっておりますので、6月末で業務年度を終了し、現在のところ6月24日に理事会、また会計報告を含めて9月くらいに社員総会を予定しております。

主な会議は、事務局があります新宿一丁目の公衛ビルで行われます。最寄り駅は東京メトロ丸の内線の「新宿御苑前」駅です。そう、公衛ビルの反対側にぶらっと歩を進めると新宿御苑があります。私は、時々会議の前後に、ちょっとだけ時間の余裕を作って、偶には新宿御苑の散策を試みたりしています。

今年の3月21日の理事会開催日は、冷え込んだ一日になって、東京も氷雨が降り続いていましたし、私は新幹線で当日上京したのですが、新横浜駅は吹雪いていました。本当に寒かったです。

ただ、終了後、近くの花園小学校の桜は満開でした。



そしてま翌日からは、第88回日本衛生学会@東京工科大学（蒲田）が開催されました。基本プログラム「行動科学」が22日に開催され、70名近くの方がご参加されておりました（大槻、裏メニューで日本衛生学会の理事会と代議員会（=社員総会）もあったりして、様子を撮影する余裕がありませんでしたが）。加えて、24日のシンポジウム16では「社会医学教育を考える」と題して、全国医学部長病院長会議 会長・順天堂大学学長 新井先生、国際医療福祉大学医学部長 北村先生、慈恵会医科大学

教育センター 福島先生、読売新聞 南先生（医師としての活動の後に読売新聞社に入社されてご経歴をお持ちです）とともに、大槻もシンポジストとして話をさせていただきました。但し、その場のそれぞれのシンポジストが「社会医学教育」というチームから想起された内容について、私は本社会医学系専門医協会にも関わっていることもあって、卒前卒後の医学教育の中で、社会医学系に将来進んでくれる医学生・研修医を如何にして、育てるかということを念頭に置いていたのですが、他のシンポジストの先生の多くは「医師の社会性」という観点からのご講演となっていました。例えば、医学教育モデルコアカリキュラムの中の『医学生に求めたいこと』という箇所には（長い引用になりますが）【今日の医師に求められる役割の一つとして、予防医療がある。すなわち、医療全体を考えるに当たっては、病気の診断や治療だけではなく病気の背景を考え、また運動や栄養・食育の重要性についても認識することが必要である。また、幅広い視野を持つという観点では、患者一人一人がそれぞれに社会生活を営んでおり、在宅医療を含め医療現場で目にするのは患者の生活の一場面に過ぎないということを認識することも重要である。これらを意識しながら臨床実習をはじめとする学修に臨めば、より有意義な成果が得られることだろう】という記載があり、患者の背景の社会を如何に意識するかということ、あるいは、社会通念の中で、社会人として患者を診る医師がどのような意識で活動するか、といった内容も含まれていました。こういった種々の観点を「社会医学教育」というチームから浮かんでくるとすると「社会医学系専門医」としてのコンセプト、さらにはコンピテンシーの広報もまだまだ必要なことかなあ、想いを新たにしました。

学会に詰めながらも、近在の御園神社や稗田神社に「ブラ@タケミ」して桜などを楽しめた学会でした。ちなみに25日、帰路の富士山を紹介しておきます。  
 (o^^o)

